

枕崎市建設工事に係る最低制限価格算定式の適用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枕崎市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る競争入札に関し、枕崎市契約規則（昭和52年枕崎市規則第22号）第12条第1項に規定する最低制限価格を設けるときに必要な算定方法を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、予定価格が130万円を超える建設工事とする。

(算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該競争入札に係る予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額に1.10を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 前項にかかわらず、市長が特別なものと認めるものについては10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定めた割合に、予定価格を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(公表等)

第4条 最低制限価格は、公表しないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行し、同日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事から適用する。